

FAQ6 特別徴収に関する手続き①

<従業員が退職・就職・転勤などをしたとき>

Q6-1

従業員が退職することになりました。

退職後は給与からの特別徴収ができなくなりますが、どのような手続きが必要ですか？

A 「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

届出の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
記入例は、「特別徴収のしおり」をご覧ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

作成にあたっては、次の事項に留意してくださるようお願いいたします。

・「(ア)特別徴収税額(年税額)」「(イ)徴収済月とその税額」「(ウ)未徴収月とその税額」を必ず記入してください。

・「異動後の未徴収税額の徴収方法」を必ず記入してください。

「2. 一括徴収」

未徴収税額を最後の給与または退職手当等から一括で差引きして納入する場合に選択します。その場合、下段の「2. 一括徴収の場合」も必ず記入してください。

1月から4月までに退職したときは、必ず「2. 一括徴収」とし、未徴収税額を最後の給与または退職手当等から一括で差引きして納めてくださるようお願いいたします。

「3. 普通徴収」

未徴収税額を普通徴収として従業員ご本人が納める場合に選択します。

※異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。

提出が遅れますと、特別徴収義務者に督促状が発行される場合があります。

※年税額が0円の方や年税額をすでに全額納入していただいている方であっても、同様に届出書の提出が必要となります。

税額の変更が決定しましたら、特別徴収義務者に変更通知書をお送りします。

また、「異動後の未徴収税額の徴収方法」が「普通徴収」の場合は、未徴収税額をご本人宛てに通知します。

Q6-2

従業員が休職することになりました。

休職後は給与からの特別徴収ができなくなりますが、どのような手続きが必要ですか？

A Q6-1 の A と同様の手続きとなります。

Q6-3

新たに従業員を雇用しました。

給与からの特別徴収するにはどのような手続きが必要ですか？

A 「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

申請の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

記入例は、「特別徴収のしおり」をご覧ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

作成にあたっては、次の事項に留意してくださるようお願いいたします。

・特別徴収への切り替えは、前年中に給与収入があった方に限ります。

例えば、令和5年中は収入がなかった方や給与以外の収入(営業や農業など)はあったが給与収入はなかった方は、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税を給与からの特別徴収で納めることはできません。ご本人から普通徴収(本人が納付書または口座振替で納める方法)で納めていただくことになります。

・普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできません。

普通徴収の納期限は、1期:6月末日、2期:8月末日、3期:10月末日、4期:1月末日です。

・**「特別徴収の開始月」は、以下の特別徴収変更可能月一覧をご確認のうえ、給与から税額の差引きが可能な月を記入してください。**

特別徴収変更可能月より前の開始月で申請があった場合は、開始月を変更していただく場合があります。

令和6年度 特別徴収変更可能月一覧表

特別徴収 変更可能月	6月分~	7月分~	7月分~	8月分~	9月分~	10月分~	11月分~	12月分~	1月分~	2月分~	3月分~
申請書の 受付×切日	令和6年 4月15日	令和6年 5月17日	令和6年 6月14日	令和6年 7月16日	令和6年 8月14日	令和6年 9月11日	令和6年 10月16日	令和6年 11月14日	令和6年 12月16日	令和7年 1月15日	令和7年 2月12日
税額通知の 発送予定日	令和6年 5月15日	令和6年 6月10日	令和6年 6月25日	令和6年 7月25日	令和6年 8月23日	令和6年 9月24日	令和6年 10月25日	令和6年 11月25日	令和6年 12月25日	令和7年 1月24日	令和7年 2月21日

・特別徴収税額は通知書の送付にてお知らせしており、お電話での税額連絡は致しかねますので、ご了承ください。

・「普通徴収納税通知書番号」と「普通徴収の納付状況」について、ご本人が普通徴収で納めた税額がある場合は、ご本人に確認のうえ、記入してください。

普通徴収の納税通知書が届いていない場合は、記入不要です。

税額が決定しましたら、特別徴収義務者に特別徴収税額の決定(変更)通知書をお送りします。この通知に基づいて、税額を給与から差引きしてください。

納税義務者用の通知書もお送りしますので、従業員ご本人に必ずお渡しください。

Q6-4

休職していた従業員が復職することになりました。

給与からの特別徴収にするにはどのような手続きが必要ですか？

A Q6-3 の A と同様の手続きとなります。

Q6-5

特別徴収をしている従業員が転勤することになりました。新しい勤務先に連絡をしたところ、引き続き特別徴収をすることができるそうです。

どのような手続きが必要ですか？

A 「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

届出書は、現在の勤務先の特別徴収義務者が作成してください。現在の勤務先から新しい勤務先に連絡をし、必要事項を1枚の届出書に記入してください。

届出の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

記入例は、「特別徴収のしおり」をご覧ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

作成にあたっては、次の事項に留意してくださるようお願いいたします。

- ・「(ア)特別徴収税額(年税額)」「(イ)徴収済月とその税額」「(ウ)未徴収月とその税額」は現在の勤務先の状況を記入します。
- ・「異動の理由」は「2. 転勤」、「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「1. 特別徴収継続」と記入してください。
- ・下段の「1. 特別徴収継続の場合」は、新しい勤務先から聞き取りして、もれなく記入してください。

新しい勤務先に特別徴収開始月と月割額を必ず連絡するようお願いいたします。

税額の変更が決定しましたら、現在の特別徴収義務者と新しい特別徴収義務者のそれぞれに通知書をお送りします。

Q6-6

特別徴収をしている従業員が退職することになりました。新しい就職先は決まっているそうですが、詳しいことはわかりません。

どのような手続きが必要ですか？

A 現在の勤務先と新しい勤務先で連絡を取り合うことができない場合は、それぞれで届出書・申請書を作成して、市に提出してください。

・現在の勤務先では、Q6-1 の A と同様の手続きとなります。

・新しい勤務先で特別徴収をすることができる場合は、Q6-3 の A と同様の手続きとなります。

Q6-7

給与支払報告書を特別徴収として提出した従業員が、5月31日までに退職することになりました。

新年度は給与からの特別徴収ができなくなりますが、どのような手続きが必要ですか？

- A **給与支払報告書を提出後に徴収区分を変更するには届出が必要です。**
4月15日までに届出書を提出してください。

Q6-1のAと同様の手続きとなります。

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

届出の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

作成にあたっては、次の事項に留意してくださるようお願いいたします。

- **現年度に特別徴収している方は、現年度分の届出書を提出してください。**

この届出により、現年度と新年度の両方の徴収方法を普通徴収に変更します。

※「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「2.一括徴収」とし、未徴収税額を最後の給与または退職手当等から一括で差引きして納めてくださるようお願いいたします。

※市民税・県民税・森林環境税は、納税義務者のその年の1月1日現在の住所地で課税となります。現年度の課税市町村と新年度の課税市町村が別々である場合は、それぞれの市町村に届出が必要となりますのでご注意ください。

- **現年度に特別徴収していない方は、新年度分の届出書を提出してください。**

この届出により、新年度の徴収方法を普通徴収に変更します。

※税額の記入は不要です。

「異動の理由」は「1.退職」、「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「3.普通徴収」としてください。

- **届出書は4月15日までに提出してください。**

・4月15日までに受付した届出書による変更は、年度当初(5月中旬)の決定通知書に反映されます。

・4月16日以降に受付した届出書による変更は、6月以降に変更決定となります。

- **年度当初(5月中旬)の決定通知書到達後に退職した場合、本人に交付できない納税義務者用税額通知書を、届出書と一緒に市に返却してください。**

※返却できない場合は、確実に破棄してください。

Q6-8

- 給与支払報告書を誤って普通徴収に区分して提出しました。
特別徴収に変更するには、どのような手続きが必要ですか？
- 1月以降に就職し、新年度から特別徴収を開始する従業員がいます。
どのような手続きが必要ですか？

A どちらの場合も、徴収区分を変更するには申請が必要です。
6月分から特別徴収を希望する場合は、4月15日までに申請書を提出してください。

Q6-3のAと同様の手続きとなります。

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

申請の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

作成にあたっては、次の事項に留意してくださるようお願いいたします。

■申請書の提出について

・6月分から特別徴収を希望する場合は、4月15日までに申請書を提出してください。

5月中旬に決定となり、年度当初の決定通知書で通知します。

・申請書の受付が4月16日以降となった場合は、特別徴収開始月を6月分からとすることはできません。6月以降に変更決定となり、特別徴収開始月は7月分以降となります。

※6月分から特別徴収開始と申請があっても、7月分から特別徴収開始となりますので、ご了承ください。

■本人に新年度の普通徴収の納税通知書が届く前に申請する場合は、「普通徴収の欄」は記入不要です。(普通徴収の税額通知書は6月中旬に発送予定です。)

特別徴収の届出・申請に

eLTAX(地方税ポータルシステム)をご活用ください

特別徴収関係のさまざまな手続きをインターネットですることができます。

郵送や窓口に来ていただく手間がなく、便利です。

利用方法など詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。